

(平成24年6月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成5年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、12万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月30日から5年4月1日まで

私は、平成4年5月1日から6年3月20日までA社に勤務していた。途中で業務内容に変更はなかったが、同社は、5年4月にB社となった。継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によれば、A社における申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成5年5月21日）の後の平成5年6月23日付けで、4年6月30日と記録され、同日に同年10月に係る標準報酬月額の定時決定の記録が遡って取り消されている。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年6月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日をB社の資格取得日である5年4月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年5月のオンライン記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成5年9月、6年1月及び同年2月は14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から6年3月21日まで
私は、申立期間、A社に勤務していたが、厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額が国の記録と異なっているので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成5年9月、6年1月及び同年2月は14万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成5年4月から同年8月までの期間、同年10月から同年12月までの期間については、前述の給与明細書により、オンライン記録上の標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか

低い方の額と同額となっていると認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 11 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで
② 昭和 49 年 1 月 8 日から同年 7 月 31 日まで

私は、申立期間①にはA社に季節労働者として、申立期間②にはB社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の記憶及びA社の回答により、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の現在の事業主は、「当時は、臨時職員、季節労働者等を雇用していたと聞いているが、保存期間経過により関係資料は廃棄しており、当時の総務担当者もいないことから、申立人を含め当時の季節労働者に関する勤務状況、厚生年金保険の適用状況については不明である。」と回答している。

また、申立人は、当時の同僚3人を記憶しているが、連絡の取れた同僚は、「申立人と同じ季節労働者として勤務した。」と述べており、オンライン記録及びA社に係る事業所別被保険者名簿によれば、当該同僚も厚生年金保険の加入記録が確認できない上、昭和44年4月から48年3月までの期間、国民年金保険料の申請免除を受けていることが確認できる。

さらに、前述のA社に係る事業所別被保険者名簿には、申立期間①において、申立人の氏名は無く、厚生年金保険整理番号に欠番も見当たらない。

申立期間②について、同僚の記憶から、勤務期間は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は平成9年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっ

ている上、当時の事業主及び役員も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立期間②において、B社で厚生年金保険被保険者であったことが確認できる30人のうち、所在が判明した23人に照会したところ、16人から回答を得たが、申立人を記憶している者は一人のみであり、当該者は「申立人は正社員ではなかった。」と述べている上、複数の者が、「当時は、正社員以外に臨時社員、日雇労働者等があり、臨時社員、日雇労働者は厚生年金保険に加入していなかった。」、「当時、C業務従事者には3か月から6か月の試用期間があり、試用期間終了前に退職する者も多かったと記憶している。」旨述べていることから、申立期間②当時、同社では全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間②において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間①及び②を含む昭和44年3月から52年2月までの期間において、国民年金に加入し、全ての国民年金保険料を納付していることが確認できる。

なお、申立人は、B社に勤務していた際のものであるとして、事業所及び年度が不明の5月分の給与明細書を提出しているが、当該明細書は、記載されている健康保険料及び厚生年金保険料の控除額等から、D社に勤務していた昭和48年5月分の給与明細書であると考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月 1 日から同年 12 月 21 日まで

私は、昭和 43 年 6 月 1 日から同年 12 月 20 日まで、A社B工場（現在は、A社）に臨時工として勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社の回答及び同僚の記憶により、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社B工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「厚生年金保険及び健康保険の加入者は、従業員名簿の該当欄に加入している旨記載されているが、申立人の場合、厚生年金保険及び健康保険欄が空欄となっているため、加入していなかったものと考えられる。」と回答している。

また、A社B工場が加入していたC厚生年金基金（現在は、D企業年金基金）は、「申立人に係る加入員記録は、確認できない。」と回答している。

さらに、申立人は臨時工として勤務していた同僚の氏名を記憶していない上、A社は、「従業員名簿以外に申立人に関する資料が保管されていないため、申立人に係る厚生年金保険料の控除等は不明である。」としていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。